

## 工事の請負契約に係る最低制限価格算出要領の改正について

本市が発注する工事において、ダンピング対策の徹底と公共工事の円滑な施工確保や品質確保の充実を図るため、中央公契連モデルの改正に準じて最低制限価格算出要領を改正することとしました。

### 1 改正内容

一般管理費の率を「10分の5.5」から「10分の6.8」とする。

### 2 最低制限価格の算出方法（下線部は今回改正箇所）

- (1) 土木工事 次に掲げる額の合算額（スクラップ処分益が計上されている場合は、アからエの合計額からスクラップ処分益を控除した額）
- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
  - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
  - エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
- (2) 建築工事及び設備その他工事 次に掲げる額の合算額（スクラップ処分益が計上されている場合は、アからエの合計額からスクラップ処分益を控除した額）
- ア 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額
  - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ウ 直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合算額に10分の9を乗じて得た額
  - エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

### 3 適用時期

令和4年4月1日以降に入札公告又は指名競争入札通知を行う工事から適用